厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業) 分担研究報告書

地域やライフステージを考慮した歯および口腔の健康づくりの支援体制の構築に関する研究

スウェーデンの歯科保健医療制度に関する調査

研究協力者 竹原 祥子 東京医科歯科大学国際交流センター 特任助教研究協力者 佐藤茉莉絵 東京医科歯科大学大学院健康推進歯学分野 大学院生研究代表者 川口 陽子 東京医科歯科大学大学院健康推進歯学分野 教授

研究要旨

スウェーデンにおいては 19 歳までは無料で歯科治療を受けることができる。20 歳以上の成人は、公的歯科保険制度により、費用の一部を自己負担することによって、補綴を含むほとんど全ての歯科治療を受けることができる。公的歯科保険制度でカバーされる治療内容は固定ではなく、患者の口腔内状況に応じて保険で提供される治療内容が決まるという柔軟なシステムになっていた。

スウェーデンの成人における定期的歯科受診状況は、成人全体では約67%で80年代と比較すると増加しているものの、1999年以降は減少している。特に歯科治療費用が一部患者負担になる境界にあたる20-24歳の定期受診割合が低い。定期受診しない主な理由の一つとして歯科治療費が高いことが挙げられる。定期受診を促すための政策として、一般歯科治療補助券を一年ごとに配布するようになった。また、歯科治療費用が高額になった者に対して、費用に応じた最大85%の公的補助や、特定疾患を持つ者に対しては、歯科疾患の予防治療を無料で提供することにより、歯科を受診しやすくしていた。歯科治療価格については、歯科医院が自由に設定できる自由競争が導入されていた。価格の自由競争を進め、歯科医師が最新の技術を取り入れ、診療報酬に反映できるような柔軟な制度を公的歯科保険制度に導入する一方で、患者が自己負担する上限額を設定することで患者を保護し、歯科受診が容易にできるように配慮した制度となっていた。

スウェーデンにおける定期受診率は日本と比較すると、かなり高いが、さらに定期受診率を上げるため、定期受診していない人に受診を促す補助制度が取られており、子供だけでなく成人に対する歯科疾患予防のための政策が充実していた。

A. 研究目的

国や地域により、歯科保健の状況、歯科医療従 事者数等歯科保健医療の提供体制、歯科医療制度 等は異なっている。しかし、う蝕、歯周病等の歯 科疾患の原因は基本的に同じであり、予防や治療 を行う際の原則は共通している。したがって、諸 外国における予防への先進的な取組や歯科保健を 推進するための組織・制度などを調査することは、 今後の我が国の歯科保健を推進する上で非常に参 考になると思われる。スウェーデンは社会福祉制 度が発達していることで有名である。子供対象に 無料の歯科医療サービスを古くから提供しており、 歯科疾患予防対策が充実している。また、子供のう蝕が非常に少ないことで知られている。本研究では、スウェーデンの子供対象の歯科保健制度、成人対象の公的歯科保健サービス等の調査を行ったので報告する。

B.研究方法

スウェーデンの歯科保健制度については、主に Council of European Dentistsが発行しているThe EU Manual of Dental Practice (v 4.1 2009)、A Nordic Project of Quality Indicators for Oral Health Care (Finland 2010)などを参考にした。また、実際にスェーデンのストックホルムを訪問し、大学関係者、歯科保健関係者らと情報交換を行った。情報提供していただいた関係者は、以下のとおりである。

Swedish Association of Local Authorities and Regions (SALAR)

Ms. Jenny O'Connor, Officer, Health and Social Care Division

TLV (Tandvårds- och läkemedelsförmånsverket, Dental and Pharmaceutical Benefits Agency)

Dr. Gun-Britt Lundin, Head of Dental Benefits Unit

Dr. Anna Svensson, Health Economist, Dental care

Dr. Barbro Hjärpe, Health Economist, Dental care

Institutionen för odontology, Karolinska Institute

Dr. Margareta Hultin

(倫理面への配慮)

本研究では、スウェーデンにおいて、すでに官公 庁や学術論文などで公表されている既存のデータ を収集して分析を行うので、倫理上の問題はない。

C.研究結果

1. 国家の概要 1)

- EU/EEA には 1995 年より加入
- ・ 人口は 9,182,927 (2008 年) 約 900 万 人で東京 23 区とほぼ同数
- 一人当たり GDP PPP 30,210 ユーロ(2006年)。年)。 GDP は 3234 億ドル (2006年)
- 通貨 スウェーデン・クローナ(SEK)1 ユーロ = 8.5SEK 1SEK = 15 円(2013 年 4 月)
- ・ 公用語 スウェーデン語

2. 医療制度の概要 2)

スウェーデンの保健・医療サービスは、日本の県に相当する広域自治体であるランスティングによって提供される。ランスティングが医療施設を設置・運営し、そこで医師・看護師などの医療スタッフがランスティングの職員(公務員)として勤務、費用はランスティングの税収(主として住民所得税)及び患者一部負担によってまかなうのが基本的な構造となっている。ランスティング全体の総支出の90.9%を医療関連経費(歯科を含む)が占めていた(2010年)。

患者自己負担の水準は、「保健医療法」において設定された全国的な上限額の範囲内で、各ランスティングがそれぞれ独自に設定するのが原則である。外来では、通院1回当たりの定額が、初診か否か、患者の年齢、訪問先などに応じて設定されている。2010年においては、通常のプライマリケア(地域医療センターにおける初期診断)の外来診療の場合1回当たり100~200スウェーデン・クローナ(SEK)となっている。法律による患者の自己負担額の上限は全国一律1年間900 SEKであり、ランスティングはこれより低い額を定めることもできる。多くのランスティングでは20歳未満の子については無料である。薬剤については、全国一律の自己負担額が設定されており、1年間で1,800 SEKが上限である。

3. 歯科医療制度の概要3)

1) 公的歯科医療サービス

(Public Dental Service: PDS)

公的歯科医療はランスティングごとに提供される。

(1)20歳未満の者を対象とした歯科保健サービス

公的歯科医療サービス(Public Dental Service: PDS)は1934年に始まり、乳幼児や青少年向けの歯科治療制度を設立することを目的としていた。当初は16歳までの全ての子供対象に歯科医療サービスが無料で提供されていた。1974年に19歳までに期間が延長されて以降、20歳未満の乳幼児および青少年を対象に、歯科医療サービスがランスティングによって無料で提供されている。基本的に、スウェーデンに住む全ての国民は3歳になるとPDSに登録され、毎年あるいは2年毎に定期的な歯科健診を受ける。

20歳未満を対象に無料で歯科医療サービス を提供する歯科診療所は、ランスティングに よって運営される公的歯科医療機関と民間開 業医とに大別される。公的歯科診療所は、一 般歯科医師によって診療が主に行われている。 専門医(小児歯科、口腔外科、矯正歯科、歯 周病治療、歯内療法、歯科補綴、歯科X 線診 断学または口腔生理学)による診療も行われ ており、専門歯科治療に関しては子供だけで なく全市民に対して提供する。

2) 成人を対象とした公的歯科保険制度の変遷

(1) 公的歯科保険制度の導入(1974年)

スウェーデンにおける成人に対する一般歯科保険制度は1974年に導入された。公的歯科保険制度は20歳以上の成人を対象に、患者に一部自己負担金を支払ってもらい歯科治療を提供するものであった。ほとんどの開業医が公的歯科保険制度の保険医として登録していた。公的歯科保険による治療費用は、処置に要する時間を基準に定められた。例えば予防処置については時間あたりの費用が定められていた。歯科医師は治療を開始する前に社会保険局に治療計画を提

出し、審査を受けなければならなかった。歯科 医師は治療費用に応じて、社会保険局より償還 を受けた。

(2) 公的歯科保険制度の改正

1999年、2002年および2008年に大きく改正された。

公的歯科保険制度の改正1(1999年) 1999年の改正の大きな点は参照価格が導入され、参照価格に基づいて歯科治療費用に対する償還額が算出されるようになったことである。以下は改正後の歯科保険制度の概要である。

- ・ 障害や疾患などによって歯科治療の必要性が高い成人、高齢者には歯科費用の 60%を償還する。
- ・ インプラントや高額補綴処置への補助に 上限を設け、基本的な治療や予防処置へ の補助を充実させた。
- ・ 歯科治療の参照価格を定めた。参照価格 は価格を左右する効果があり、患者は簡 単に歯科治療費を比べることができる。
- ・ 歯科治療費を民間開業医が自由に設定で きるようになり、診療報酬の自由競争の 原理が導入された。公的歯科医療機関に おける歯科治療費は地方自治体が決める ようになった。
- ・ 歯科治療に対して、公的歯科医療機関は 社会保険局から償還を受ける。償還され る費用は参照価格に基づいて計算される ようになった。今までは、償還される費 用は自由に設定できる治療費用を基準に 計算していたため、負担が高額になるこ とが問題となっていた。参照価格導入は 治療費用が上昇するのを抑制する目的で 導入された。

参照価格とは

- ・ 政府組織である TLV(Tandvårds- och läkemedelsförmånsverket, Dental and Pharmaceutical Benefits Agency)が決定 する。
- ・ それぞれの歯科治療に対して個別に計算 される価格である。
- ・ 処置に必要なすべてのコスト (人件費、 材料費、技術料など)を含んでいる。
- · 処置に要する時間が考慮されている。
- ・ 多くの民間開業医・公的歯科医療機関から収集した情報をもとに計算している。
- ・ 材料費の変動などに合わせるために、毎 年修正される。
- ・ 歯科治療費用の参照価格は一般歯科医と 専門医の2種類ある。

公的歯科保険制度の改正2(2002年)

- ・高齢者(65歳以上)の7,700SEK(115,500円)以上の補綴治療に対して100%の国から補助が出るようになり、本人負担が不要となった。
- ・高齢者および障害者の支払う copay(患者 負担額)の上限が国によって定められた。 これは 1990 年代より問題になっていた患 者負担額の地域格差を解消するためのも のである。2011 年における患者負担額の 上限は月額 1,712SEK(25,680 円)と設定さ れた。

高齢者の補綴治療に対する補助制度導入によって65歳になってから補綴治療をする傾向が見られるようになった。補助制度が導入された2002年を境に65歳以降の補綴治療受診者が増加し、65歳の総歯科治療費が3倍以上に急増した。

公的歯科保険制度の改正3(2008年以降) 以下の3種類の補助制度が導入された。

(a)高額歯科治療補助制度

(High cost protection scheme)

65歳になってから補綴治療を開始する人が 増加するという問題を解決するために、高 額歯科治療補助制度(High cost protection scheme)が 2008 年に導入された。これは、 65歳以上ではなく、全年齢層を対象とした 補助制度で、歯科治療費用額に応じた補助 を行う(表1)。公的補助の割合は、償還期 間(compensation period)内の合計額を基 づいて決定される。

表 1 高額歯科治療補助

(High cost protection scheme)

| 治療費用 | 患者負担 | 公的補助 | |
|--------------------|---------------|------|--|
| 0 - 3,000 SEK | 100% | 00/ | |
| (0-45,000円) | 100% | 0% | |
| 3,001 - 15,000 SEK | 50% | F00/ | |
| (45,000-225,000円) | 50% | 50% | |
| 15,001 SEK - | 1 E 0/ | 0.5% | |
| (225,000円以上) | 15% | 85% | |

(b)一般歯科治療補助券発行

(general dental care grant)

一般歯科治療補助券を一年ごとに配布する制度が2008年に導入された。20歳代の定期的歯科受診率が低いこと、高齢者では治療ニーズが高いことを考慮した対策である。利用しなかった補助券は翌年に持ち越しできる。補助券の交付額は経済情勢により見直され、制度が導入された当初に比べて2012年時点では半分になっている(表2)。

表2 一般歯科治療補助

(general dental care grant)

| 年齡 | 歯科治療補助券 交付額(2008) | 歯科治療補助券 交付額(2012) | | |
|----------|----------------------|----------------------|--|--|
| 20 - 29歳 | 600 SEK | 300 SEK | | |
| | (9000円) | (4500円) | | |

| 20 74 | 300 SEK | 150 SEK |
|---------------|---------|---------|
| 30 - 74歳 | (4500円) | (2500円) |
| 75 歳以上 | 600 SEK | 300 SEK |
| | (9000円) | (4500円) |

(c)歯科疾患ハイリスク者を対象とした歯科 治療補助(Specific dental care grant) ハイリスク者への対策として、特定疾患 を持つ者の予防的歯科治療への補助制度 が2013年より導入された。特定疾患は13 の疾患あるいは障害である。

指定特定疾患の例

- · クローン病
- ・拒食症
- ・薬剤による口腔乾燥症 など

(3) 現在の公的歯科保険制度

歯科診療所は治療費を自由に設定できる。 歯科診療所が参照価格よりも高い価格を設定 した場合は、請求費用と参照価格との差額は 患者負担になる。歯科医師に対して社会保険 局が償還する額は参照価格を基準に計算され る(枠内の例参照)。

例)患者が compensation period 内に 5,000SEK の歯科治療を受けた。さらに臼歯部充填を行う場合の充填治療に対する自己負担額の計算方法

・ 参照価格:1015SEK

・ 歯科医師の請求価格: 1200SEK

・患者負担額は次のように計算される。

508 SEK (参照価格の 50%) + 185 SEK (請求額と参照 価格の差)

= 693 SEK

- ・ 患者は 693SEK を歯科医師に対して支払う。
- ・歯科医師は参照価格の50%(507SEK)の償還を社会保険 局から受ける。

参照価格のリストを資料に示した(添付資料 1) 償還対象となる処置の決定および参照価 格設定はすべて政府の機関である TLV(Dental and Pharmaceutical Benefits Agency in Sweden)が行っている。償還対象となる治療項目は以下で、ほとんどの主な歯科治療が含まれる。

- ・ 診査・リスク評価・健康教育
- · 口腔外科
- · 歯内治療
- ・顎関節
- · 修復治療
- ・ 補綴治療(インプラントを含む)
- · 矯正治療

基本的な歯科治療に加えて、矯正治療およびインプラントも公的歯科保険制度による償還対象となっているが、全ての症例において対象となるわけではない。矯正治療において償還対象となるには口腔状態が基準を満たさなければならない。また、インプラント治療において償還対象となるのは他数歯欠損の症例で、ブリッジや義歯の支台歯となる場合を含んでいる。少数歯欠損では対象とならない。

4. 20歳未満の乳幼児および青少年の口腔保健状況

1985年以降、National Board of Health and WelfareはPDSの登録した口腔内状況についてのデータをもとに、スウェーデンの乳幼児および青少年の口腔内状況を報告している。図1はスウェーデンの3歳、6歳、12歳、19歳のカリエスフリーの者の年次推移を示している。すべての年齢においてう蝕の無い者の割合が増加傾向にある。2002年調査におけるう蝕の無い者の割合は、3歳児で90%を超え、6歳児では70%、12歳および19歳で60%程度であった。図2はスウェーデンと日本の12歳児のDMFTの年次推移を示している。12歳児DMFTは1980年代以降改善傾向にあり、スウェーデンの12歳児DMFTの状況に、世界でもトップレベルの状況だと言

える。

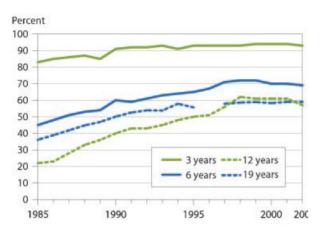


図1 カリエスフリーの割合(年次推移)

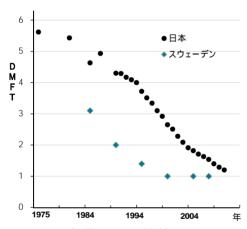


図 2 12 歳児 DMFT の比較

(スウェーデンのデータは文献 4, 日本のデータは 1975, 81, 87 年度は歯科疾患実態調査、 それ以外の年度は学校保健統計より引用)

スウェーデンにおける20歳未満の口腔保健 状況はDMFTおよびカリエスフリーの割合で見 ると、年々改善傾向にある。しかし、居住地 域あるいは社会環境に起因する健康格差によって、一部の国民の口腔保健状況は改善が見 られないまま、取り残されていることが社会 問題となっている。そこでDMFTに加えて新し い指標(SiC index: Significant Caries Index) が用いられるようになった。SiC Indexは口腔 内状況の悪い3分の1の国民の平均値を表して いる。この指標はWHOのBratthallらによって 提唱されたもので、口腔保健状況の目標として2015年までに、SiC Indexが3歯以下になることが望ましいとされている。スウェーデンでは2001年にすでに2.62であったから少なくともこの目標は達成していると言える(表3)。

表3 12歳児の口腔内状況の変化5)

| 年 | DFT | SiC |
|------|------|------|
| 1997 | 0.98 | 2.82 |
| 2001 | 0.94 | 2.62 |
| 2002 | 1.07 | 2.76 |

5. 成人の口腔保健状況

スウェーデンにおいては、成人を対象にした国レベルの、口腔内診査を伴う歯科保健調査は行われていない。そのため最新の口腔保健状況に関するデータは少ない。国による歯科保健に関する調査としては、生活状態調査(Survey of Living Conditions)における質問票形式の調査によって、国民の口腔状態を評価している。表4と表5に義歯の使用および無歯顎かどうかについての調査結果を示した。義歯の使用については1985年の結果と比べて義歯を使用していない者の割合は2倍近く増加している(表4)。無歯顎者の割合については、1980年に比べて、1996年では半分以下に減少している(表5)。

表4 自分の歯だけで、義歯を使用していないと 答えた者の割合

(Survey of Living Conditions, Sweden)

| | 男性 | 女性 |
|-------|-----|-----|
| 1980年 | 39% | 36% |
| 2002年 | 68% | 67% |

表5 無歯顎であると答えた者の割合 (Survey of Living Conditions, Sweden)

| | 無歯顎者の割合 (1980年) | 無歯顎者の割合 (1996年) |
|------------------|--------------------|--------------------|
| 65-84 歳男性 | 48% | 20% |
| 65-84藏女性 | 54% | 26% |

毎年歯科を受診する者の割合の経年変化を<u>表</u> 6に示した。毎年歯科を受診していると回答した 割合は45歳以上で1980年調査に比べて2004年調 査では増加傾向にあり、特に65歳以上の年代で は2倍以上増加していた。

45歳以上の年代の傾向とは逆に44歳以下の年代で、毎年歯科を受診する者の割合が減少している。減少傾向は25-34歳において著しい。この背景として様々な理由が考えられるが、主な理由として若い世代は経済的に不安定であることが挙げられる。1999年のスウェーデン家計調査によると15%近くの人が、金銭的な問題で歯科受診を控えていると回答していた。

表6 歯科を毎年受診する者の割合の年次推移

Tabell 4.3 Andel av befolkningen i olika åldersgrupper som besöker tandvården under ett år

| Ålder | 1980-81 | 1984-85 | 1990-91 | 1994-95 | 1998-99 | 2000-01 | 2004-05 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 16-19 | 77,6 | 85,3 | 84,6 | 87,9 | 87,1 | 83,3 | 79,4 |
| 20-24 | 64,2 | 66,7 | 65,1 | 64,3 | 63,7 | 56,4 | 53,4 |
| 25-34 | 64,9 | 73,3 | 69,1 | 65,5 | 61,9 | 55,9 | 52,6 |
| 35-44 | 68,7 | 78,2 | 78,8 | 76,1 | 71,2 | 65,4 | 61,1 |
| 45-54 | 65,3 | 75,1 | 79,6 | 81,5 | 81,7 | 77,7 | 74,6 |
| 55-64 | 54,2 | 63,8 | 75,3 | 78,7 | 82,3 | 81,4 | 76,7 |
| 65-74 | 36,3 | 48,7 | 64,9 | 67,6 | 75,7 | 73,2 | 75,2 |
| 75-84 | 25,8 | 34,1 | 49,1 | 50,9 | 61,7 | 61,2 | 64,0 |
| 16-84 | 58,5 | 67,4 | 71,9 | 72,2 | 73,0 | 69,2 | 67,0 |

Källa: SCB, ULF-undersökningen.

(Kala SCB)

患者情報のコンピュータ管理 (ITシステム導入)

2008年に患者情報のデータベースが構築され、

治療に関する情報などが管理されるようになった。データベースを利用することによって治療費用が早く償還されることもあって、歯科診療所の95%が利用している。患者保護の観点からデータベース情報の閲覧は厳しく制限されている。歯科と他科とで患者情報は共有されていない。

D. 考察

スウェーデンにおいては 1930 年代より、20 歳未満の者には歯科医療が無料で提供されている。 20 歳以上の成人に対しては補綴を含む大半の種類の歯科治療が公的歯科保険制度で提供されている。 1974 年に公的歯科保険制度が導入されて以降、償還基準や償還割合が国の財政状況によって何度か変更となった。しかし、歯科治療のニーズの大きい者に対しては公的補助を手厚くするというのが一貫した考え方であり、歯科治療費用が高額になるほど、公的補助の割合が高くなっている。

2002年には65歳以上の高齢者の高額補綴治療 に対し100%の補助をする制度が導入された。高 齢者は一般的に補綴治療のニーズが高いが、ニー ズには個人差もある。この制度によって補綴治療 が必要であるが、65歳になるまで待つ者が現れ、 65歳以上の総歯科治療費が急増するという結果と なり、2008年にはこの制度は廃止された。その代 わりに、年齢とは無関係に高額歯科治療に対して、 費用に応じた補助を、最大85%まで行う高額歯科 治療補助制度が導入された。高齢化が進む社会に おいては、高齢者の割合が多いため、65歳以上と いう年齢を基準にした補助制度は財政を圧迫する 原因になる。また、高齢になるに従って、個人に よる身体状況の違いが大きくなる。従って、高齢 化社会においては、年齢を基準にした補助ではな く、個人の状況に応じた現在の補助制度の方が望 ましく、経済的な観点からも現実的であると考え られた。

歯科治療費用であるが、スウェーデンにおいて は公的歯科保険制度での歯科治療であっても、価 格を歯科医院が自由に設定できる自由競争が導入 されている。これは、公的歯科保険制度が提供す る歯科治療の質を向上させるためのものである。 その一方で、患者が適正価格で歯科治療を選択で きるように、政府機関である TLV が参照価格を設 定していた。参照価格は各歯科医院に掲示するこ とが義務付けられており、不適切な価格で歯科治 療を受けないように国民の権利を保護していた。 患者自己負担額や償還額も参照価格をもとに算出 される。また、自己負担額には上限が設定されて おり、国民が歯科医療を受けやすいように配慮さ れている。このように価格の自由競争を進めて、 歯科医師が最新の技術を取り入れ、診療報酬に反 映できるような柔軟な制度を公的歯科保険制度に 導入していた。その一方で、患者が自己負担する 上限額を設定することで患者を保護し、歯科治療 へのアクセサビリティにも配慮する制度となって いた。

公的歯科保険制度ではインプラントや矯正治療を含むほとんど全ての種類の歯科治療が提供されていた。スウェーデンの公的歯科保険制度は、個人の口腔内状況に応じて、インプラントや矯正治療が保険で提供するかどうかを決める柔軟な制度であった。インプラントの場合、多数歯欠損の場合が適応となる。インプラントが保険適応でない日本においては、多数歯欠損の場合、保険治療では義歯による補綴しか治療方法がなく、選択肢はない。スウェーデンのように、状況に応じて保険適応範囲が替わる制度は、咀嚼機能の回復などのQOLを重視した制度であると言える。スウェーデンの歯科保険制度は、歯科治療を受ける側にとっては選択の幅が広がり、患者のQOLの向上にもつながると考えられた。

スウェーデンでは成人を対象とした国による歯科保健状況のデータが少ない。歯科保健状況の調査は口腔内診査を伴わない質問票調査によって行われていた。経年的な変化を見ると、高齢者における歯科保健状況は改善傾向にあり、歯科の定期

受診の割合も増加していた。これに対して、若い世代における歯科の定期受診割合は20%弱と横ばい傾向にあった。若い世代のおける低い歯科の定期受診割合を改善するために、一般歯科治療補助券を一年ごとに配布するようになった。この政策によって、状況がどのように改善しているかについては、新しい統計情報が英語で公表されていなかった。

スウェーデンと日本の子供対象の歯科保健サービスについて表7に示した。スウェーデンおよび日本は歯科保健サービスの提供する形は異なっていたが、乳幼児および青少年対象に定期的歯科健診を行なっているという点では共通していた。スウェーデンの子供のう蝕罹患率が世界的にみても低いレベルなのは、1930年代から80年近く継続して提供している歯科保健サービスによるものが大きいと考えられた。スウェーデンと比較すると、日本は12歳児DMFTやう蝕罹患率の割合ではスウェーデンにやや遅れをとっているが、改善傾向にありスウェーデンのレベルに近づきつつあると言える。

表8にスウェーデンと日本の公的歯科保険制度を比較した。スウェーデンにおいては成人の定期的な歯科受診をする者の割合が日本に比べて2倍近く高い。2008年に一般歯科治療補助券制度が導入された以前から、定期受診の割合は高かったが、定期受診率をさらに底上げする意図で補助制度が導入された。

表7 スウェーデンと日本の子供対象の歯科保健サービス比較

| 項目 | スウェーデン | 日本 |
|------|------------|--------------|
| 乳幼児お | 20 歳未満のすべて | 自治体によってはハ |
| よび青少 | の乳幼児と青少年 | イリスクの乳幼児対 |
| 年を対象 | は公的歯科医療サ | 象にフッ化物塗布な |
| とした歯 | ービス(PDS)によ | どを提供している。 |
| 科保健サ | り定期的な健診お | 1 歳半、3 歳児および |
| ービス | よび歯科治療を無 | 学校歯科健診によっ |

| | 料で提供している。 | て定期的な健診を提 |
|--------|-------------|---------------|
| | | 供している。 |
| 12 歳児の | 0.98 (1997) | 5.62 (1975) |
| DMFT | 0.94 (2001) | 2.65 (2000) |
| | 1.07 (2002) | 1.54 (2008) |
| | 1.00 (2005) | 1.20 (2011) |
| | | 1975 年は歯科疾患実 |
| | | 態調査、それ以外は学 |
| | | 校保健統計 |

表8 スウェーデンと日本の公的歯科保険制度の比較

| 項目 | スウェーデン | 日本 |
|------|-----------|--------------|
| 対象年齢 | 20 歳 ~ | 0歳~ |
| 財源 | ・税収(主として住 | ・保険料 |
| | 民所得税) | ·患者自己負担金 |
| | ·患者自己負担金 | |
| 歯科医師 | 保険医登録が必要。 | 保険医登録が必要。 |
| | 大半の歯科医師は | |
| | 公的歯科保険制度 | |
| | と私費により歯科 | |
| | 治療の両方を提供 | |
| | する。 | |
| 患者負担 | ・月々の保険料は不 | ・月々の保険料 + 自己 |
| | 要。 | 負担料 |
| | ・治療費用に応じて | ・受診毎の自己負担料 |
| | 自己負担の割合が | は治療費用の 30%で |
| | 異なる。 | ある。 |
| 歯科治療 | 歯科医師が自由に | 保険制度で決められ |
| 費用 | 決められる | ている。 |
| 提供され | 基本的な歯科治療、 | 基本的な歯科治療お |
| る歯科治 | 補綴治療だけでな | よび補綴は提供され |
| 療の種類 | く、インプラントや | る。 |
| | 矯正治療も状況に | インプラントや矯正 |
| | 応じて提供される。 | 治療は提供されない。 |
| 歯科治療 | ·高額歯科治療補助 | ・特定健診として40歳 |
| 以外に提 | 制度により最大 | 以上対象に歯科健診 |
| 供する補 | 85%の公的補助を | 実施。 |

| _ | | |
|-------|-------------------|---------------|
| 助制度あ | 行っている。 | |
| るいはサ | ·一般歯科治療補助 | |
| ービス | 券発行を一年ごと | |
| | に配布する。補助 | |
| | 券は歯科治療費用 | |
| | の一部として使用 | |
| | できる。 | |
| | ・歯科疾患ハイリス | |
| | ク者を対象に予防 | |
| | 的歯科治療に使用 | |
| | できる歯科治療補 | |
| | 助券を発行してい | |
| | る 。 | |
| 患者情報 | IT化されている。 | IT化されていない。 |
| の IT化 | 他科の情報は閲覧 | |
| | できない。 | |
| 歯科保健 | 質問票形式の調査 | 歯科疾患実態調査が |
| 状況の調 | が定期的に実施さ | 6年毎に実施されて |
| 查 | れている。 | いる。 |
| | 成人対象の調査で | |
| | は口腔内診査を伴 | |
| | うものはない。 | |
| 過去1年に | 45-54 歳 75% | 40 歳代 32% |
| 歯科を受 | 55-64 歳 77% | 50 歳代 36% |
| 診した者 | 65-74 歳 75% | 60 歳代 41% |
| の割合 | 75-84 歳 64% | 70 歳代 31% |
| | (2004-5 Kall SCB) | (2004 国民健康栄養調 |
| | | 查) |
| 無歯顎者 | 75-84 歳 36%(1996) | 75 歳以上 |
| の割合 | | 46.8% (1993) |
| | | 36.2% (1999) |
| | | 31.6% (2005) |
| | | 18.5% (2011) |
| | | (歯科疾患実態調査) |
| | | |

E . 結論

スウェーデンにおいては、1930年代より、公的 歯科医療サービスとして、乳幼児及び青少年を対 象に、歯科医療が無料で提供されていた。1970年 代に導入された公的歯科保険制度によって成人に 対しても、歯科治療が提供されるようになり、歯科治療の必要性の高い者を対象にした補助制度や歯科受診を促すために複数の補助制度が提供されていた。スウェーデンにおける歯科の定期受診率は高いが、さらに定期受診率を上げるため定期受診していない人に受診を促す補助制度が取られており、子供だけでなく成人に対する歯科疾患予防のための政策が充実していると言える。また、公的歯科保険制度において提供できる歯科治療の範囲が、口腔状況に応じて変化する柔軟な制度であり、患者の QOL を重視した制度であると考えられた。

Merkur, Health Systems in Transition 14(5), 2012.

F.研究発表

なし

G.知的財産権の出願・登録状況

なし

参考文献:

- 1) The EU Manual of Dental Practice (v 4.1 2009), Council of European Dentists.
- 2) 世界の厚生労働 2010 厚生労働省海外情勢報告
- 3) Eeva Widstrom and Kenneth A. Eaton, Oral Healthcare Systems in the Extended European Union, Oral Health and Preventive Dentistry 2:3, 2004.
- 4) Annamari Nihtila and National Institute for Health and Welfare, A Nordic Project of Quality Indicators for Oral Health Care, Finland 2010.
- 5) Agneta Ekman Major Public Health Problems dental health, Scand J Public Health, 34(139), 2006.
- 6) Bratthall D. Introducing the Significant Caries Index together with a proposal for a new global oral health goal for 12-year-olds. Int Dent J. 50(6):378-84, 2000.
- 7) Anders Anell, Anna H Glenngård and Sherry

参照価格 (2011年)

704 臼歯部充填(1面)

705 臼歯部充填(2面) 706 臼歯部充填(3面以上) 707 プラスチック製のクラウン

708 ピン植立(根管充填治療後)

TLV が作成した参照価格の一部を http://www.specialistklinikenhbg.se/en/pri.slista/の内容を参考に 1.プロ本語に記した 会昭価枚け1 QEV - 15 田レーア計管した

| code | 内容 | <u>參照</u> SEK | <u> </u> | code | 内容 | <u>参照</u> SEK | <u> </u> |
|------|----------------------------|------------------|------------------|---|-------------------------------------|------------------|----------|
| | 診査 | | | | 補緩治療 | | |
| 101 | 歯科医師による基本検査 | 615 | 9,225 | 801 | クラウン(技工所で製作) | 4,430 | 66,45 |
| | 歯科衛生士による診査と診断 | 565 | 8,475 | | 半永久的クラウン/ポンティック(1 | | |
| | 歯科医師による歯(1歯単位)の診査 | | | 807 | 歯) | 1,905 | 28,57 |
| | (急性の場合の診査あるいは補足的 | | | 808 | テレスコープの内冠 | 2,915 | 43,72 |
| | な診査) | 310 | 4,650 | 812 | ブリッジ修理(1歯) | 1,210 | 18,15 |
| | 歯科医師による複数歯の診査(急性 | | | 813 | ブリッジ修理(2歯) | 3,735 | 56,02 |
| | の場合の診査あるいは補足的な診 | | | | ブリッジ修理(3歯) | | 115,42 |
| 104 | | 1,445 | 21,675 | 822 | 暫間義歯(1から3歯) | 3,145 | |
| | 歯科衛生士による追加的あるいは緊 | | | 823 | 暫間義歯(4歯以上) | 4,215 | |
| | 急の診査、歯周状態の再評価 | 440 | 6,600 | | 鋳造クラスプを使った部分床義歯 | | 130,72 |
| | 専門医による診査 | 850 | 12,750 | | 部分床義歯(複雑) | 9,185 | 137,77 |
| | デンタルX線撮影(1枚) | 2,500 | 37,500 | | アタッチメント(1部品あたりの材 | | |
| | 全顎的なデンタルX線撮影 | 680 | 10,200 | | 料費) | 85 | 1,27 |
| | パノラマ | 455 | 6,825 | | 全部床義歯 | 5,830 | |
| | X線撮影による精密検査 | 830 | 12,450 | | 義歯修理 | 1,010 | |
| | 治療計画のための研究模型作成 | 500 | 7,500 | | リベース | 2,035 | |
| | <u>唾液分泌検査</u> | 370 | 5,550 | | 技工士による義歯修理(困難) | 1,610 | |
| | 細菌検査 | 225 | 3,375 | | リベースと義歯修理 | 2,590 | 38,85 |
| | 生検 | 1,305 | 19,575 | | クラスプ再製作による義歯修理(困 | | |
| | 放射線専門医による診査 | 635 | 9,525 | | 難) | 3,080 | |
| | カリエス、歯周病のリスク説明と指導 | 335 | 5,025 | 851 | インプラント | 2,040 | 30,60 |
| 202 | 歯面清掃・フッ化物塗布・食事指導1 | 120 | 1,800 | | インプラントを支台歯としたクラウ | | |
| | 歯面清掃・フッ化物塗布・食事指導2 | 335 | 5,025 | | | 7,070 | 106,05 |
| | 予防処置 | 550 | 8,250 | | インプラント(4本)を支台歯とし | | |
| | 処置 治療(簡単) | 240 | F 100 | 861 | たブリッジ(上顎) | 41,405 | 621,07 |
| | 治療(複雑) | 340 625 | 5,100 9,375 | 000 | インプラント(5本)を支台歯とし | 45 755 | 000 00 |
| | 治療(包括的) | 1,365 | 20,475 | 862 | たブリッジ(上顎) | 45,755 | 686,32 |
| | 歯および口腔疾患に対する指導 | 345 | 5,175 | 000 | インプラント(6本)を支台歯とし | FO 400 | 750 05 |
| | 非侵襲的なカリエス処置 | 345 | 5,175 | 803 | たブリッジ (上顎) インプラント (4本)を支台歯とし | 50,190 | 752,85 |
| | 歯周治療(少数歯) | 355 | 5,325 | 965 | インノングド(4本)を父日園とし たブリッジ(下顎) | 40,455 | 606 93 |
| | 歯周治療(全顎) | 665 | 9,975 | 003 | | 40,433 | 606,82 |
| | 患者指導 | 720 | | 901 | 海血油 矯正治療(片顎、単純治療) | 12 805 | 192,07 |
| | | | , | • | 橋正石原(月頭、手配石原) 矯正治療(片顎、通常の治療) | | 291,82 |
| code | 内容 | <u>参照</u> | | | 矯正冶療(月頭、煙市の冶源) 矯正治療(片顎、複雑な治療) | | 368,32 |
| | 华中等社 | SEK | 日本円 | | 矯正治療(/ 1 領、 複雑な治療 / | | 256,35 |
| FO | 歯内療法 | 2 045 | 20, 225 | | 矯正冶療(エ下領、干試石原) 矯正治療(上下顎、通常の治療) | | 372,82 |
| | 1 根管清掃(1根管) 2 根管清掃(2根管) | | 30,225 38,325 | | 矯正治療(上下顎、複雑な治療) | | 462,45 |
| 502 | 3 根管清掃(2 板目) | 3,510 | | | 矯正専門医による診断 | 00,000 | 702,70 |
| | 4 根管清掃(4根管以上) | 4,150 | | 000 | 梅田寺 | · · | |
| | 5 急性歯内治療 | 645 | 9,675 | | | | |
| | 6ピン除去 | 945 | | | | | |
| | 7 専門医による診断 | 250 | | | | | |
| | 類関節治療 | 250 | 3,700 | | | | |
| | 治療用プラスチック製スプリント製 | | | | | | |
| 604 | 4作 | 1,910 | 28,650 | | | | |
| | 治療用アクリル製スプリント製作 | 3,010 | | | | | |
| | 咬合の専門医による診断 | 125 | 1,875 | | | | |
| | 修復治療 | | | | | | |
| 70 | 切歯あるいは犬歯の充填(1面) | 510 | 7,650 | | | | |
| | 2 切歯あるいは犬歯の充填(2面) | 800 | 12,000 | | | | |
| | 切歯あるいは犬歯の充填(3面以 | | | | | | |
| | 3上) | 950 | | | | | |
| 70 | 1 口齿如女情(1面) | 615 | 0.675 | | | | |

9,675

14,325

18,750

21,750

6,900

645

955

1,250

1,450

460